

専門部会での検証結果 ～条例が活用されているか～

＜専門部会での検証内容＞

- 条例に沿った市の主な取組状況等について事務局から説明
- 上記取組に対する相対的な評価や市民がどう感じられているかなどについて意見交換
- 条例に沿った市民による取組などについて意見交換
- 今後の取組や課題等について意見交換

◎条文ごとの検証結果（意見交換での主な内容）

＜第5条＞市民の権利

- ・この自治基本条例でまちづくり協議会ができたことにより、各地域の実情に応じた市民主体のまちづくり活動を行うことができている。
- ・設立されて約4年経っている中で、良かったことやこれから努力していかなければならない課題のようなものが各地域にあると思うので、この検証作業をきっかけとして、明確にして、各地域に共有すべき。
- ・「主体的に活動する市民」がどれだけ増えていくかということが一番重要である。自分達で使っている公園などの場所を自分達も関わりながら市と連携して解決策を見出していく動きが必要。それに対する支援やそのような人を育てるような取組を市にはお願いしたい。

＜第6条＞市民の責務

- ・まちづくりに消極的・無関心な地域住民をいかに関わらせていくかというところが一番難しい。関心がなかった人が自分に合うものがあれば、参加してくれて、それをきっかけに別のものにも参加してもらえたりと、つながっていくので、色々なことに取り組んでいくことが必要。

＜第7条＞地域コミュニティの役割等

- ・人口減少・少子高齢化による担い手不足等により地域コミュニティの組織自体を保つことが難しくなっている。まちづくり協議会が様々なコミュニティの垣根を超え、持続可能なコミュニティ運営を行っていけるようにしていかなければならない。

＜第8条＞子どもの権利等

- ・学校だけではなく、地域と一緒に「こういう子どもを育てたいよね」というのを話し合っ、学校側では「こうしようか」地域では、例えば「陸上教室を開こうか」など、それぞれの立場でできることを

提案し合うことが、現在の学校としての教育であり、それを受けた子どもたちは家に帰って親に学校や地域のことを言って、それを聞いた親が間接的に学校の教育側にいろいろ言うので、結果的に子どもたちが地域のまちづくりに関わっているのではないかと考える。

- ・その他にも対話会などでまちづくりに参加する機会がある。
- ・通常に学べる環境を提供するのは大前提で、生活面だったり教育だったりをしっかりしていかなければならない。
- ・小学生が老人ホームに芋掘りに来ていたが、それもまちづくりの一つ
- ・「子どもはまちづくりに参加する権利を有するものとする。」ということ自体を知っている子どもがいないことが一番の課題。権利というのは自分が知っているのが当然で、知らないと行動もしない。
- ・子どもが大事ということが条例の中に書いているのに、審議委員会に子どもが全く関わらない。対話会とかに参加しても高校生ともなるとしっかりと意見を言えるレベルの子達がたくさんいるのに、まちづくりをどうすればいいみたいなのところをもっと授業に盛り込んだり事業としてやったりとかしてもいいのではないか。そこから親にも自治基本条例とはといったことが伝わるかもしれない。
- ・何かが変わった体験というのが多分まちづくりに参加した嬉しさとかやりがいに繋がると思うので、子ども達にもっと機会を与えるべき。例えば「目安箱」みたいなもので子ども達の意見を拾って、その意見からまちが良くなったという変化したことをちゃんと伝えることが大事。そこからまちづくりに参加しているという意識づけができるのではないか。
- ・子どもの目線でないと分からないところの部分で自分達もそういうまちづくりに参加しているんだという思いを持たせる機会を作る必要がある。

＜第12条＞職員の責務

- ・地域担当職員など行政の方達がいないと行事自体がやれない地域もあり、献身的にやっていただいていると思う。
- ・まちづくりに対する地域担当職員の関わり方が少し鈍ってきているのではないかという印象がある。まちづくり協議会を作ろうとした時の地域担当職員は、どの地域も必死になって地域の中に入り込ん

で、色々な相談に乗ってくれていた。今、少し落ち着いてきて、活動がマンネリ化してきて関わりが薄れてきている印象。

- ・ 各種研修に参加し自己研鑽に努める職員を増やしていかないといけない。

＜第13条＞総合計画等

- ・ 市民に興味を持ってもらえるような取り組みが必要ではないか。
- ・ 市民の受け取る側の格差（デジタル格差など）対策が必要ではないか。
- ・ いきなり分厚い総合計画を見せられても市民の皆様もどこをみているのか分からない。プロセスを丁寧に見せていくことが大事。

＜第21条＞市民参画

- ・ 条例を具現化するために「市民参画推進条例」が必要になってくるのではないか。
- ・ 自分が言ったことで行政が動くんだということになってくると市民参画、市民主体といった意識が生まれてくる。変化を知らせることが大切。
- ・ 自分がやっていることがみんなのためになっているという自覚があればすごい良い町になる。

＜第22条＞協働

- ・ 主体的に活動する市民、そして市や地域コミュニティ等と協働している好事例があるので、それらを共有し、各地域に広がっていくといいと思う。協働できる仲間を増やしていきたい。

＜第23条＞自然環境、歴史及び文化の保全等

- ・ 神社仏閣を観光地化しているにも関わらず、宗教だからと市はトイレの改修や危険箇所の修繕等について、市役所は「できない」との一点張りである。
- ・ 宗教だからと一蹴するのではなく、前例にとらわれず、市民らと一緒に行政も何か解決に向けて貢献できる方法を一緒に考えるべきではないのか。
- ・ 例えば観光地化しているところについては、市がトイレの改修をして、実際の管理、清掃などについては市民が取り組んでいくなど。

- ・ 地元が管理をしていく中で観光客の人との交流があったりすると市民の方のモチベーションも上がったりするわけで、意識づけを行政がやって、皆で助け合っていないといけない。

＜第24条＞地域課題

- ・ まちづくり協議会では、5年間のまちづくり計画書を策定しており、地域ごとの課題についても把握、共有がなされている状況だが、地域による温度差があるように感じる。
- ・ 条例では、「市長等は～」となっているが、市民目線が先で、そのために行政は何ができるかという話だと思う。市民は市の一員として自分の住んでいる地域の課題を見て、何かあれば発信だったり改善だったりに関わっていくことができるといった当事者意識を持つ必要がある。
- ・ まちづくりの計画書について、共有が図られているとのことだが、今回初めて知った。まちづくり協議会ができて、どういうところが変化したのか、まちづくり協議会は機能しているのかなど市民が認識しやすい形にしないといけないと思う。

＜第27条＞危機管理

- ・ 防災訓練では、災害が発生する前から早めの避難をするような訓練であったり、食事を自前で用意するなどの避難の仕方をしっかりと訓練すべき。
- ・ 自主防災組織自体は増えているけれども、役員の高齢化やリーダー不足により活動していないところも多く、組織ごとに格差があるのが現状。「自らの命は自らが守る」という自助の意識向上や自主防災組織による「共助」の取組、更にはまちづくり協議会単位での取組などを推進していく必要がある。
- ・ 壱岐・対馬で大雨の情報などまとめられていることがあるが、壱岐と対馬では全く状況が違うことがある。災害情報の精度を上げるということは、市民の権利であり、国レベルの話になるかもしれないが、もっと平等でない困る。

＜第28条＞市内外の人々等との交流及び連携

- ・ 現状、地域外の人との交流があまりないという印象。今後は積極的に地域外の人との交流をしなければならないという思いがある。